入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、那賀町財務規則（平成１７年那賀町規則第３３号）第９８条の規定により公告します。

令和８年１１月１２日

那賀町長　　橋　本　浩　志

１．入札に付する事項

入札番号　160

（１）工事名　　令和８年度　町単独コテージみやこわすれ解体工事

（２）路線名等　コテージみやこわすれ

（３）工事箇所　那賀郡那賀町出羽

（４）工事期間　契約日の翌日　～　令和９年３月１８日

（５）工事概要　施工規模 S=104.2m2　施設解体工事　１式

（６）設計価格（税抜き）　　１３，４９０，０００円

（７）入札形態　那賀町入札後審査型条件付一般競争入札（一般）で競争入札参加資格申請を提出し徳島県電子入札システムを用いて電子入札で実施する。

（８）最低制限価格（一般（税抜き））

最低制限価格（一般）＝（平均入札額＋予定価格×２）÷３×０．８７５

平均入札額は、公表設計額以内及び予定価格の２/３以上で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定において、予定価格の８５％未満の入札書は予定価格の８５％と見なし、予定価格以上公表設計額以内の入札書は、予定価格と見なす。尚、最低制限価格（税抜き）の設定単位は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の８５％の額として算出する場合も同様とする。

注）競争入札参加資格確認申請書の提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、開札までに辞退書の提出があれば辞退扱いとする。開札後落札決定までであれば失格とする。

（９）入札書提出期間　令和８年１１月１３日　午前８時３０分　から

令和８年１１月２０日　午後５時００分　まで

（１０）開札日　　令和８年１１月２７日（午前９時００分）

（１１）開札場所　那賀町役場　会計課　検査室

（１２）一般競争入札（一般）で提出書類（添付様式）を徳島県電子入札システムで提出ください。

２．入札参加資格

次に揚げる事項に該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当

しない者
（２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条による技術者を配置可能な者
（３）公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、また、指名を回避されている期間のない者及び徳島県建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていない者
（４）公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の申立て、または再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請をおこなっている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
（６）「那賀町内に主たる営業所を有し、建設業法に基づく「土木工事業」「建築工事業」「解体工事業」のいずれかの許可を受けている業者で那賀町が格付けした特Ａ等級、Ａ等級、Ｂ等級、Ｃ等級以上の那賀町一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者」
＊参加資格要件を満たしてないと認められた者は、当該通知の日の翌日から起算して５日以内（土、日及び祝日を除く。）に町長に対してその理由について説明を書面により求めることができる。

３．参加資格の確認
次に揚げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出をおこなう際、次に揚げる書類を同時に提出しなければならない。
（１）一般競争入札（一般）
・申請書（一般用）
・配置予定技術者調書
（２）申請書提出期間
令和８年１１月１３日から令和８年１１月２０日午後５時００分まで
（３）申請書提出場所及び提出方法
徳島県電子入札システムにより申請書を提出すること。

４．質疑書の提出・回答方法
質疑書の提出は、ＦＡＸにより行うものとする。
ただし、質疑のない場合、提出は不要である。
（１）受付期間　令和８年１１月１３日から令和８年１１月１９日午後５時００分まで
（２）回答期間　令和８年１１月１３日から令和８年１１月２５日までの役場執務時間内
（３）受付方法　検査室にＦＡＸすること。
ＦＡＸ　；０８８４－６２－１１７７

（４）回答方法　那賀町ホームページまたは会計課検査室で公開する。

５．入札・落札に関すること

（１）特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は、延期をすることがある。

（２）入札保証金　　免除

（３）入札の無効

１．２に示した競争参加資格のない者の入札

２．申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

３．競争入札心得第６の各号に該当する入札

尚、配置予定技術者の専任に係る要件については、入札参加資格の有無の審査対象から除くものとする。

又、郵送による入札は、認めない。

（４）開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた者は、失格とする。

（５）開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

（６）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（該当金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

（７）工事費内訳書は、入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。

＊工事費内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

６．落札決定日（予定）　　令和８年１１月３０日

＊落札決定において審査（聞取り）が必要な場合は、落札候補者に電話で審査日時等を連絡するものとする。落札決定者には、落札決定日以後速やかに徳島県電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

７．契約に関すること

（１）契約書作成の要否　　要

（２）契約保証金　契約金額の　１００分の１０以上　（金銭的保証とする）

（３）前払金　契約金額の４０％以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる

（４）中間前払金　契約金額の２０％以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる

（５）落札決定後、契約締結までの間において、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締

結しないこととする。

（６）落札決定後、契約締結までの間において、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

＊契約保証金の免除できる場合がある設計金額は、競争入札心得第９条第１項にある設計金額とし、前払金（中間前払金含む）ができる請負金額及び前払金（中間前払金含む）限度額は、那賀町公共工事標準請負契約約款第３５条第１項の金額とする。

（７）本案件は、議会承認案件でなし。

＊議会承認案件である場合は、議会承認までは仮契約で、議会承認後、本契約となる。

８，その他

（１） 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

（２） 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

（３）徳島県電子入札システムにより提出するファイルの形式等は以下のとおりとする。

資料名等	提出するファイル形式
内訳書 ・工事費内訳書 ・業務委託費内訳書※	エクセル　ブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、エクセル 97-2003 ブック形式（拡張子「.xls」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・入札参加資格確認票 ・関係者辞退届出書 ・総合評価加点等算出資料申請書	ＰＤＦ（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）
その他資料	ＰＤＦ（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

※委託については、入札公告等において提出を求めている場合についてのみ

注）入札様式等は、那賀町競争入札心得を確認の上入札に参加してください。